

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年3月15日

運輸安全委員会事務局仙台事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
漁船昇宝丸転覆	令和4年7月23日	昇宝丸船長
プレジャーボートSEA BASS II 養殖施設乗揚	令和4年11月20日	SEA BASS II 船長
漁船叶丸転覆	令和5年3月8日	叶丸船長
漁船第三十八海援丸養殖施設乗揚	令和5年4月27日	第三十八海援丸船長
プレジャーヨットSEA PORT座洲	令和5年6月6日	SEA PORT船長
ミニボート（船名なし）転覆	令和5年7月26日	（船名なし）操縦者
遊漁船永昌丸運航不能（舵故障）	令和5年9月2日	永昌丸船長

4. 報告書の案の閲覧場所

- （1）電子メール等による送付
- （2）運輸安全委員会事務局仙台事務所

仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年4月15日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局仙台事務所

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎8階

電話番号 022-295-7313

注) 意見の申出期限は、公示の日から30日後とする。

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年3月15日

運輸安全委員会事務局横浜事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
プレジャーボートMazume II乗揚調査について	令和5年3月7日	Mazume II 船長
プレジャーヨットSea Gal運航不能（絡索）調査について	令和5年1月18日	Sea Gal船長
プレジャーボートMATSUNAMI II運航不能（推進器故障）調査について	令和5年4月29日	MATSUNAMI II 船長
プレジャーボートBlood brother運航不能（燃料供給不能）調査について	令和5年5月5日	Blood brother船長
ミニボート（船名なし）衝突（消波ブロック）調査について	令和5年5月11日	ミニボート操縦者
水上オートバイリブ・マックスII乗揚調査について	令和5年5月21日	リブ・マックスII操縦者
貨物船神陽丸運航不能（機関故障）調査について	令和5年4月15日	神陽丸機関長
砂利採取運搬船第三高神丸運航不能（燃料供給不能）調査について	令和5年4月19日	第三高神丸機関長
漁船晃希丸運航不能（絡索）調査について	令和5年7月9日	晃希丸船長
貨物船三十七大盛丸衝突（岸壁）調査について	令和5年7月26日	三十七大盛丸船長 三十七大盛丸航海士
プレジャーボート美咲丸運航不能（機関故障）調査について	令和5年8月1日	美咲丸船長
プレジャーボートわだつみ丸運航不能（機関故障）調査について	令和5年8月2日	わだつみ丸船長
コンテナ船ふたば衝突（岸壁）調査について	令和5年8月16日	ふたば船長
砂利運搬船12天洋丸衝突（港湾施設）調査について	令和5年2月20日	12天洋丸船長 12天洋丸航海士
プレジャーボートリトルマーメイド運航不能（機関故障）調査について	令和5年9月2日	リトルマーメイド船長
プレジャーボートおじゃる丸浸水調査について	令和5年9月11日	おじゃる丸操縦者

漁船第二大彦丸プレジャーボートティアマト衝突調査について	令和5年9月16日	第二大彦丸船長 ティアマト船長
プレジャーボートHH-52プレジャーボートはしくにレンタルNo.4衝突調査について	令和5年9月23日	HH-52船長 はしくにレンタルNo.4船長
砂利運搬船第五十七さだ丸座洲調査について	令和5年9月29日	第五十七さだ丸船長

4. 報告書の案の閲覧方法

- (1) 電子メール等による送付
- (2) 運輸安全委員会事務局横浜事務所  
横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎19階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年4月15日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局横浜事務所

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎19階

電話番号 045(201)8396

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年3月15日

運輸安全委員会事務局神戸事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
漁船第二新成丸漁船第三吉富丸衝突事故調査について	令和5年3月27日	第二新成丸船長 第三吉富丸船長
プレジャーヨットFORTUNAのり養殖施設損傷事故調査について	令和5年5月7日	FORTUNA船長
ケミカルタンカー第二十二日興丸乗揚事故調査について	令和5年7月12日	第二十二日興丸船長
遊漁船OASISIII遊漁船彼方号衝突事故調査について	令和5年8月13日	OASISIII船長 彼方号船長
プレジャーボートWeed Jr乗揚事故調査について	令和5年8月19日	Weed Jr船長
遊漁船ブルーメテオ運航不能（燃料供給不能）調査について	令和5年9月23日	ブルーメテオ船長
漁船玄海丸乗組員負傷事故調査について	令和5年9月29日	玄海丸船長
プレジャーボート弘昭丸運航不能（機関故障）調査について	令和5年10月4日	弘昭丸船長
貨物船SANSTAR DREAM貨物船やまゆり衝突事故調査について	令和5年10月7日	SANSTAR DREAM船長 やまゆり船長
貨物船ながと乗揚事故調査について	令和5年10月12日	ながと船長

4. 報告書の案の閲覧場所

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局神戸事務所

神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎10階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年4月15日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局神戸事務所 事故調査調整官 竹部 孝幸

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎10階

電話番号 078-331-7258

注) 意見の申出期限は、公示の日から30日後とする。

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年3月15日

運輸安全委員会事務局広島事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
貨物船第八昭扇丸液体化学薬品ばら積船第三越山丸衝突事故調査について	令和5年1月24日	第八昭扇丸船長 第三越山丸船長
漁船第十七輪島丸衝突（岸壁）事故調査について	令和5年2月6日	第十七輪島丸船長
ミニボート（船名なし）転覆事故調査について	令和5年6月17日	ミニボート（船名なし）操縦者
プレジャーボートMAR VIENTO号被引浮体搭乗者負傷事故調査について	令和5年7月25日	MAR VIENTO号船長
砂利採取兼石材運搬船第二十一盛栄丸乗揚事故調査について	令和5年8月1日	第二十一盛栄丸船長
引船第一盛運丸はしけM3乗揚事故調査について	令和5年8月24日	第一盛運丸船長
旅客フェリーおれんじじゅびた一衝突（岸壁）事故調査について	令和5年10月20日	おれんじじゅびた一船長
貨物船仲栄丸衝突（灯浮標）事故調査について	令和5年9月23日	仲栄丸船長
ミニボート（船名なし）運航不能（バッテリー過放電）インシデント調査について	令和5年10月15日	ミニボート（船名なし）操縦者

4. 報告書の案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局広島事務所

広島市南区宇品海岸3-10-17広島港湾合同庁舎4階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年4月15日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局広島事務所

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-17広島港湾合同庁舎4階

電話番号 082(251)4603

## 船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限までにお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年3月15日

運輸安全委員会事務局門司事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生年月日	3. 原因関係者に関する事項
貨物船大黒丸衝突（消波ブロック）調査について	令和4年12月17日	大黒丸船長
漁船とよ丸転覆調査について	令和4年12月29日	とよ丸船長
潜水艦まきしお火災調査について	令和5年6月5日	まきしお船務長
押船第二三徳丸バージ第三三徳丸乗組員負傷調査について	令和5年6月9日	第二三徳丸航海士
漁船第五共進丸火災調査について	令和5年6月15日	第五共進丸船長 第五共進丸甲板員
プレジャーボート北斗運航不能（機関故障）調査について	令和5年6月16日	北斗船長
プレジャーボート竜神丸運航不能（燃料供給不能）調査について	令和5年8月19日	竜神丸船長
漁船海盛丸乗揚調査について	令和5年10月22日	海盛丸船長
プレジャーボート光洋丸乗揚調査について	令和5年10月29日	光洋丸船長

#### 4. 報告書の案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局門司事務所

所在地：北九州市門司区西海岸一丁目3番10号

門司港湾合同庁舎10階

5. 意見がある旨の申出期限  
令和6年4月15日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局門司事務所 事故調査調整官 林 靖正

〒801-0841 北九州市門司区西海岸一丁目3番10号

電話番号 093-331-3707

船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関する公示

運輸安全委員会運営規則第5条の規定に基づき、船舶事故等調査報告書の案に係る原因関係者からの意見聴取に関し、次のとおり公示します。各事案に係る3.の原因関係者は、6.の問い合わせ先に申し出て報告書の案を閲覧し、意見がある場合は5.の期限前にお申出下さい。

なお、原因関係者以外の者が報告書の案の閲覧及び意見の申出をすることはできません。

令和6年3月15日

運輸安全委員会事務局長崎事務所長

1. 事案の件名	2. 事案の発生日	3. 原因関係者に関する事項
漁船愛幸丸運航不能（燃料供給不能）事故調査について	令和5年10月27日	愛幸丸船長

4. 報告書案の閲覧方法

(1) 電子メール等による送付

(2) 運輸安全委員会事務局長崎事務所

長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎4階

5. 意見がある旨の申出期限

令和6年4月15日まで

6. 問い合わせ先

運輸安全委員会事務局長崎事務所

〒850-0921 長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎4階

電話番号 095-821-3537